別紙

（１）教職員についての苦情等処理票

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
・「氏名」欄 ・「内容（種別を含む）」欄 ・「対応等」欄	相談者の氏名等、相談に係る詳細な情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第７条第２号） 相談者に関する個人情報、相談内容に関する情報について、開示が前提となると、今後、相談することを躊躇するようになり、率直な相談や思いを発言できる雰囲気のもとでの相談ができなくなり、相談事務の適切な運営に支障を及ぼすおそれがあるため 東京都東京都教育委員会に寄せられた意見等がどのように処理されているかを推測できる内容が記載されており、相談事務の適正な運営に支障を来たすため （東京都情報公開条例第７条第６号）

（２）相談内容について

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
・相談者に関する個人情報 ・相談内容に関する情報	相談者の氏名等、相談に係る詳細な情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第７条第２号） 相談者に関する個人情報、相談内容に関する情報について、開示が前提となると、今後、相談することを躊躇するようになり、率直な相談や思いを発言できる雰囲気のもとでの相談ができなくなり、相談事務の適切な運営に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第７条第６号）

（３）●●●服務事故について（報告）

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
・文書番号 ・発信者名 ・件名 ・「１　事故の種類」の欄	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開

・「２　発生日時」の欄 ・「３　発生場所」の欄 ・「４　当事者の氏名等」の欄 ・「４　発生の状況」の欄 ・「５　学校及び●●教育委員会の対応措置」の欄 ・「６　●●教育委員会の所見」の欄 ・「７　添付資料」の欄	示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第７条第２号） 公表していない服務事故であり、報告書には、服務事故と判断するか否かのポイントとなる内容が記載されているため開示されるとなると、記載されている言動さえしなければ服務事故から免れることが想定される記載があり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため （東京都情報公開条例第７条第６号） 開示が前提となると、事故に関して、区市町村教育委員会が自らの率直な意見を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第７条第６号） 当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第７条第６号）

（４）●●●服務事故に関する事情聴取書
（５）●●●服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
・件名 ・「３　被聴取者」欄 ・「５　告知事項」欄	当事者・関係者の所属名、氏名等、事故者への指導状況、服務事故に係る状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第７条第２号）。
・「６　聴取内容」（１）（２）（３）欄	当事者・関係者の所属名、氏名等、事故者への指導状況、服務事故に係る状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第７条第２号）。

	当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第７条第６号）

（６）●●●会議の文書①
（７）●●●会議の文書②

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
・「会議名」欄 ・「Ｎｏ」欄 ・「対象学校・所属」欄 ・「職名」欄 ・「氏名」欄 ・「事故の種類」欄 ・「処分・措置（案）」欄 ・「担当」欄 ・「記録」欄 ・「備考」欄 ・「懲分審」欄	当事者・関係者の所属名、氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第７条第２号）
・会議の文書	懲戒分限審査委員会に諮問する前の公開していない人事に関する会議及びその文書であり、開示することにより服務事故への対応過程が明らかになり、東京都教育委員会が行う人事管理の事務に関し、公正かつ適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため （東京都情報公開条例第７条第６号） 公表していない服務事故であり、文書には、服務事故と判断するか否かのポイントとなる内容が記載されているため開示されるとなると、記載されている言動さえしなければ服務事故から免れることが想定される記載があり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため （東京都情報公開条例第７条第６号）

（８）●●●次第①

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
【次第】 ・「会議名」 ・「進行管理番号」欄 ・「学校名及び事故の種類」欄 ・「担当」欄 ・「備考」欄	当事者・関係者の所属名、氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第７条第２号）

・「脚注」欄 【付議票】 ・「進行管理番号」欄 ・「地区」欄 ・「学校名」欄 ・「職」欄 ・「氏名」欄 ・「年齢」欄 ・「事故の種類」欄 ・「概要」欄 ・「審査経過」欄	懲戒分限審査委員会に諮問する前の公開していない人事に関する会議及びその文書であり、開示することにより服務事故への対応過程が明らかになり、東京都教育委員会が行う人事管理の事務に関し、公正かつ適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため （東京都情報公開条例第７条第６号） 公表していない服務事故であり、文書には、服務事故と判断するか否かのポイントとなる内容が記載されているため開示されるとなると、記載されている言動さえしなければ服務事故から免れることが想定される記載があり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため （東京都情報公開条例第７条第６号）
・「審査」欄	懲戒分限審査委員会に諮問する前の公開していない会議の資料であり、開示することになると、審査委員が会議の中で服務事故に対する率直な意見の発言を躊躇するようになり、東京都教育委員会が行う人事管理の事務に関し、公正かつ適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため （東京都情報公開条例第７条第６号）

（９）●●●次第②

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
【次第】 ・「会議名」欄 ・「進行管理番号」欄 ・「学校名及び事故の種類」欄 ・「担当」欄 ・「備考」欄 ・「結果」欄 ・「連絡日」欄 ・「脚注」欄	当事者・関係者の所属名、氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第７条第２号）
	懲戒分限審査委員会に諮問する前の公開していない人事に関する会議及びその文書であり、開示することにより服務事故への対応過程が明らかになり、東京都教育委員会が行う人事管理の事務に関し、公正かつ適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため （東京都情報公開条例第７条第６号） 公表していない服務事故であり、文書には、服務事故と判断するか否かのポイントとなる内容が記載されているため開示されるとなると、記載されている言動さえしなければ服務事故から免れることが想定される記載があり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため （東京都情報公開条例第７条第６号）